

「女性の人権ホットライン」の御紹介

女性に対する夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの事案について、人権問題の解決を図るために、法務局では「**女性の人権ホットライン**」を開設しています。

人権擁護委員又は法務局職員が、皆さんの話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。ひとりで悩まずに、お気軽にお電話ください。相談は無料で、秘密は守ります。



夫・パートナーからの暴力／職場でのいじめ／セクシュアル・ハラスメント／
ストーカー／AV出演強要・「JKビジネス」被害

法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

ゼロ ナナゼロ の ハートライン



0570-070-810

※一部のIP電話からはご利用できないことがあります

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日除く)

インターネットでも人権相談を受け付けています。

<http://www.jinken.go.jp/> (パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

